

4 共済契約者（経営者）が変更した場合の手続きについて

共済契約者である「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」の経営者が変更した時に、変更後の経営者が引き続いて退職手当共済契約を締結する場合又は変更後の経営者が既に共済契約を締結している場合があります。

この場合における手続きについては、それぞれの類型（①経営者の交替②分離独立③新設合併④分離移管と新規加入⑤吸収合併と新規加入⑥分離移管⑦吸収合併）により異なりますが、共済契約者の変更手続きを終えると、変更前の経営者に使用されていた被共済職員で引き続き変更後の経営者に使用される被共済職員となった者は、被共済職員期間の通算が認められます。

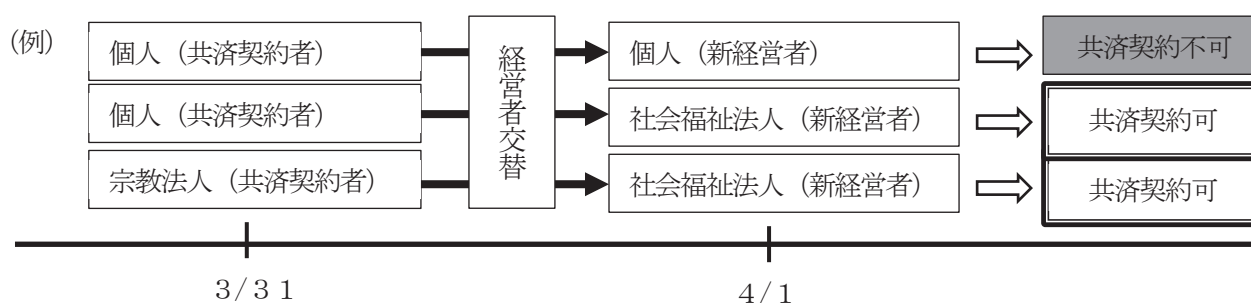
なお、共済契約者の単なる名称変更は、経営者自体の変更ではないので、変更契約には該当しません。この場合は、「共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書」（約款様式第10号）を提出することになります。

1. 変更後の経営者が、退職手当共済契約を申し込む場合

（1）経営者の交替（経営主体の変更）（約款第16条第1項第1号）

共済契約者である経営者が交代し、変更後の経営者が引き続き退職手当共済契約を締結する場合です。

（例）平成13年3月31日以前の共済契約者（個人、宗教法人等）が、社会福祉法人に変更した場合



（提出書類）

☐ 変更前の共済契約者

・社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（約款様式第4号）

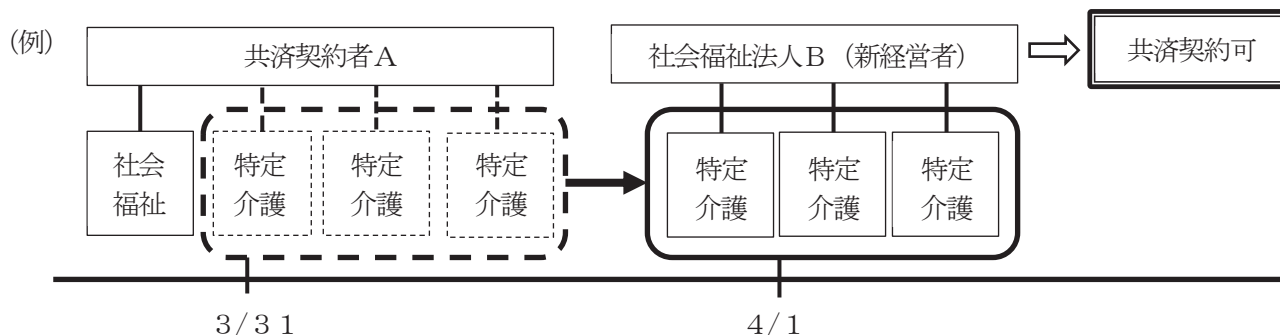
☐ 変更後の経営者

・退職手当共済契約申込書

・経営者が変更したことを証する書類＜例：合併契約書（写）、譲渡契約書（写）等＞

(2) 分離独立（約款第16条第1項第2号）

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の一部が、分離独立し、独立した「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の経営者が引き続き退職手当共済契約を締結する場合です。



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

・ 共済契約対象施設等一部廃止届（約款様式第12号）

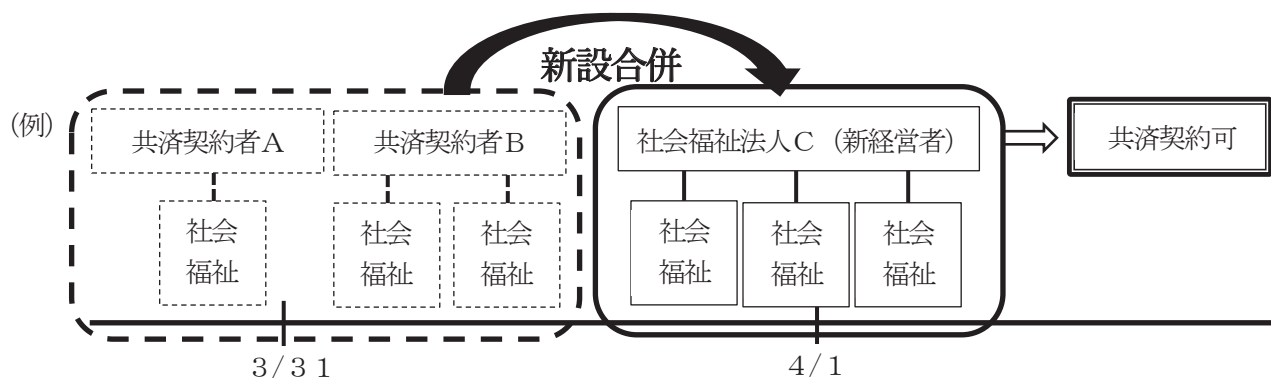
☐ 変更後の経営者

・ 退職手当共済契約申込書

・ 経営者が変更したことを証する書類＜例：譲渡契約書（写）等＞

(3) 新設合併（約款第16条第1項第3号）

2つ以上の共済契約者が合併して、新たに社会福祉法人を設立し、同法人が引き続き退職手当共済契約を締結する場合です。



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

・ 社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（約款様式第4号）

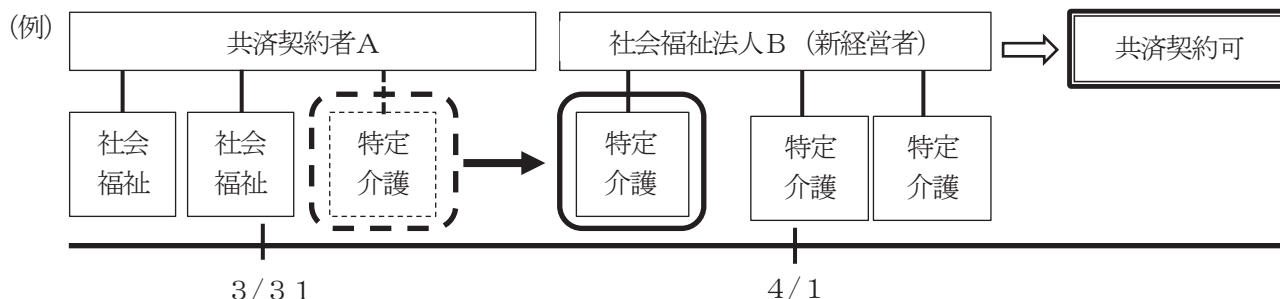
☐ 変更後の経営者

・ 退職手当共済契約申込書

・ 経営者が変更したことを証する書類＜例：合併契約書（写）、譲渡契約書（写）等＞

(4) 分離移管と新規加入 (約款第16条第1項第4号)

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の一部が、「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を営んでいる共済契約者以外の経営者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」となった場合で、その施設・事業の経営が移管すると同時に新経営者がその営んでいる「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」とともに引き続き共済契約を締結する場合です。



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

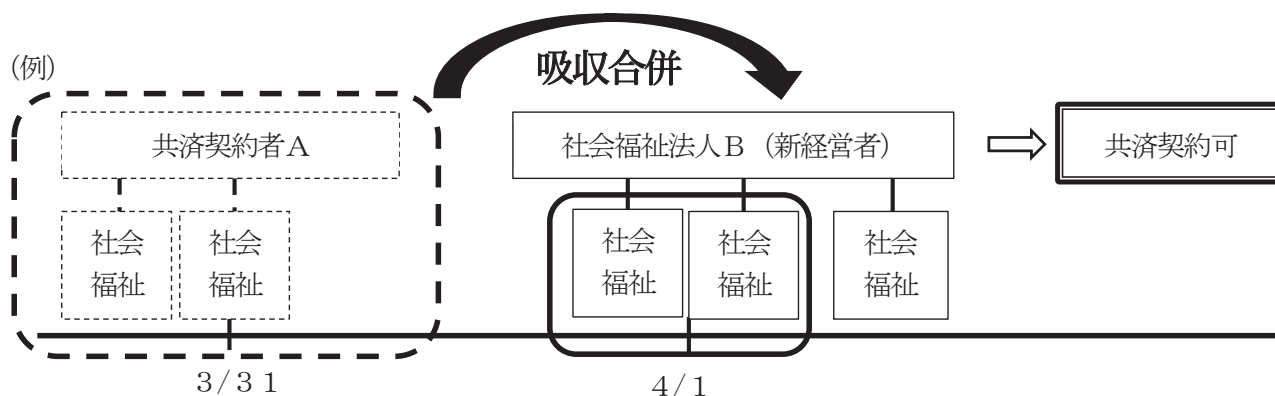
- ・ 共済契約対象施設等一部廃止届 (約款様式第12号)

☐ 変更後の経営者

- ・ 退職手当共済契約申込書
- ・ 新規加入の「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」について「経営者がその『社会福祉施設等』又は『特定介護保険施設等』を営んでいることを証する書類」及び分離移管の「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」について「経営者が変更したことを証する書類」＜例：譲渡契約書 (写) 等＞

(5) 吸収合併と新規加入 (約款第16条第1項第5号)

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」の全部が、「社会福祉施設等」を営んでいる共済契約者以外の経営者の経営する「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」となった場合で、その施設・事業の経営が移管すると同時に、新経営者がその営んでいる「社会福祉施設等」とともに引き続き退職手当共済契約を締結する場合です。



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

・社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（約款様式第4号）

☐ 変更後の経営者

・退職手当共済契約申込書

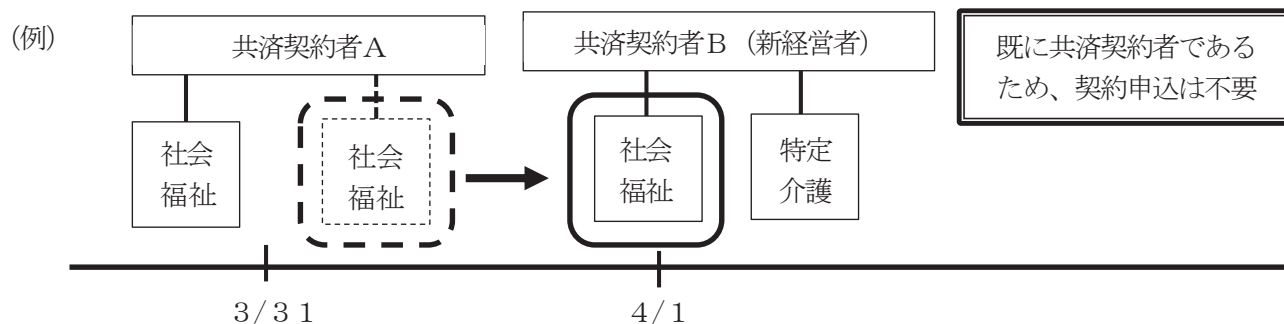
・新規加入の「社会福祉施設等」及び「特定介護保険施設等」について「経営者がある『社会福祉施設等』又は『特定介護保険施設等』を営んでいることを証する書類」及び吸収合併の「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」について「経営者が変更したことを証する書類」＜例：合併契約書（写）、譲渡契約書（写）等＞

2. 変更後の経営者が既に退職手当共済契約を締結しているため、退職手当共済契約を申し込む必要がない場合

共済契約者である「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の経営者に次に掲げる変更が生じた場合において、変更後の経営者が共済契約者であるときは、変更後の共済契約者は、遅滞なく、必要な届書等（変更前の共済契約者の提出する届書を含む。）を機構に提出していただきます。

(1) 分離移管（約款第16条第2項第1号）

共済契約者の経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の一部が、他の共済契約者の経営する施設・事業となったことにより変更が生じた場合です。



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

・共済契約対象施設等一部廃止届（約款様式第12号）

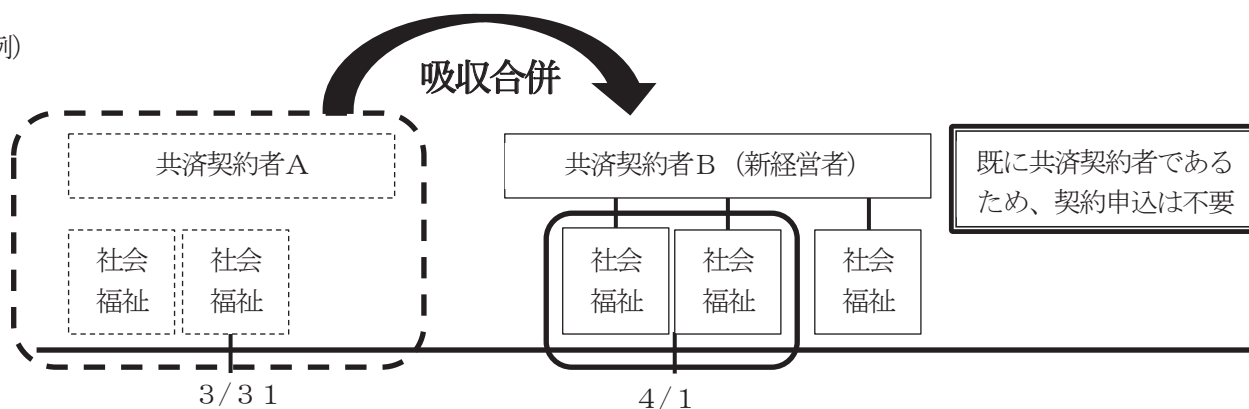
☐ 変更後の共済契約者

・施設等新設届・申出書（様式第1号）による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出及び「経営者が変更したことを証する書類」＜例：譲渡契約書（写）等＞

(2) 吸収合併（約款第 16 条第 2 項第 2 号）

共済契約者が経営する「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」の全部が、他の共済契約者が経営する施設・事業となったことにより変更が生じた場合です。

(例)



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

・社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（約款様式第 4 号）

☐ 変更後の共済契約者

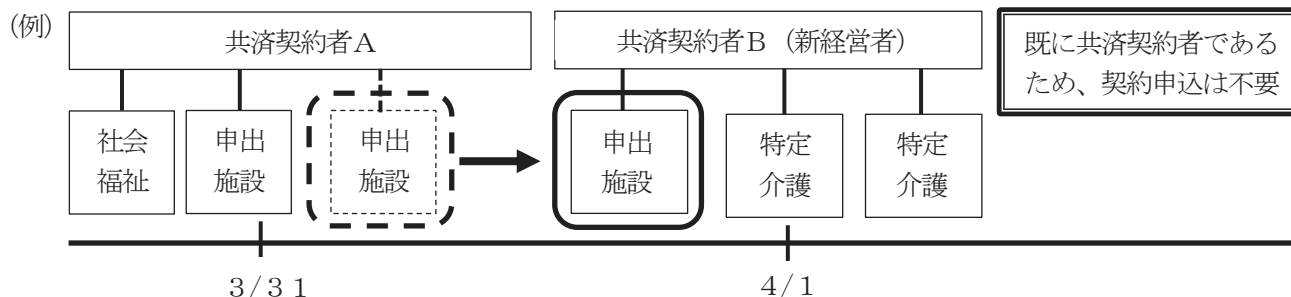
・施設等新設届・申出書（様式第 1 号）による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出及び「経営者が変更したことを証する書類」＜例：譲渡契約書（写）等＞

3. 「申出施設等」の経営者に変更が生じた場合（約款第 16 条第 4 項）

「申出施設等」の経営者に変更が生じた場合において、変更後の経営者がある変更時に「申出施設等」の申出を行うときは、次に掲げる届出等（変更前の共済契約者の提出する届書については、上記 1 又 2 に該当し、同時に提出する場合を除きます。）を機構に提出してください。

(1) 分離移管と新規加入

共済契約者の経営する「申出施設等」の一部が、「社会福祉施設等」又は「特定介護保険施設等」を経営している共済契約者の経営する「申出施設等」となったことにより変更が生じた場合です。



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

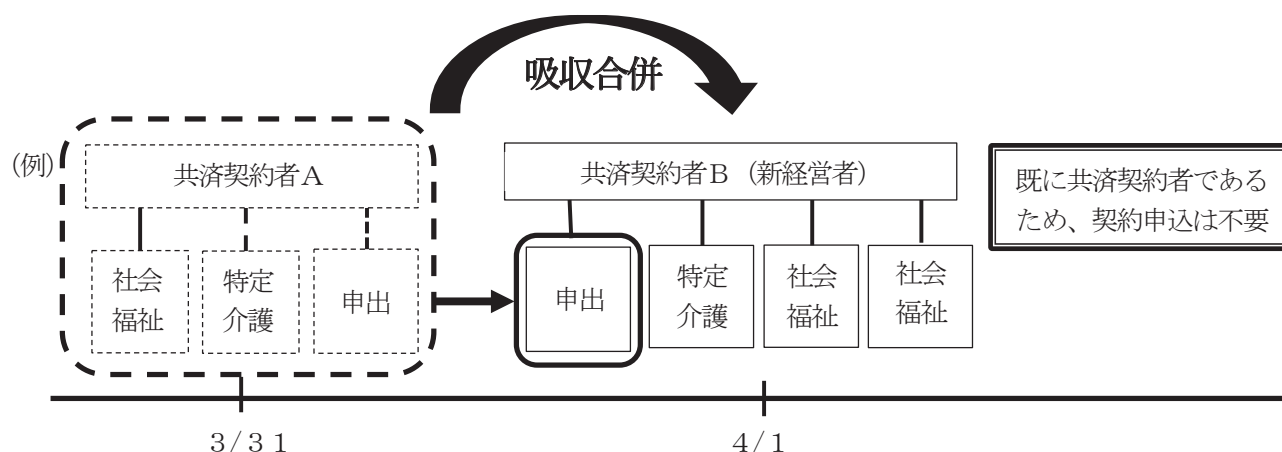
- ・共済契約対象施設等一部廃止届（約款様式第12号）又は、社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（約款様式第4号）

☐ 変更後の共済契約者

- ・施設等新設届・申出書（様式第1号）による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出及び経営者が変更したことを証する書類
＜例：譲渡契約書（写）等＞

(2) 吸収合併

共済契約者が経営する「社会福祉施設等」、「特定介護保険施設等」及び「申出施設等」の全部が、他の共済契約者が経営する施設・事業となったことにより変更が生じた場合です。



(提出書類)

☐ 変更前の共済契約者

- ・社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届（約款様式第4号）

☐ 変更後の共済契約者

- ・施設等新設届・申出書（様式第1号）による「社会福祉施設等」の新設の届又は「特定介護保険施設等」の申出及び「経営者が変更したことを証する書類」
＜例：譲渡契約書（写）等＞